

建設業法の改正に伴う許可申請書の添付書類の変更について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）第8条が改正されました。（令和元年9月14日施行）

欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者」として国土交通省令で定めるもの」に改められ、同法施行規則第8条の2により、国土交通省令で定める者は、「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする」と規定されています。

この改正により、以下の許可申請書の添付書類について、変更点がございますので、ご確認ください。

<従来添付書類>

1. 役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」（各法務局・地方法務局戸籍課にて申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
2. 役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書」（本籍地の市町村役場で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

<新設添付書類>

3. 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

これまで役員等及び令3条使用人については、1と2の書類を提出いたしておりますが、法改正により、成年被後見人及び被保佐人については欠格要件から除外されました。よって、「成年被後見人及び被保佐人に該当する者で、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する」者については、1の代わりに、2と3をご提出ください。

※2. については、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の確認書類として必要です。

3. の作成にあたっては、できるだけ掲載しております作成例を使用するよう、お願いいたします。

(参考)

○改正建設業法第8条

国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(中略)

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

○改正建設業法施行規則第8条の2

法第8条第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。